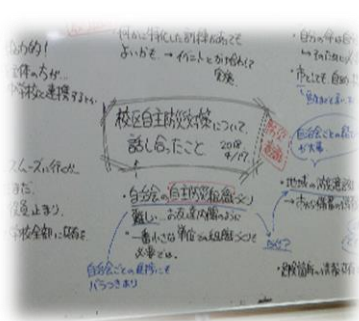


「みんな de 防災」

～ 支え合い助け合う減災まちづくりを目指す ～

魚住小学校区防災計画 ver.2



魚住まちづくり協議会

地区防災計画 vor.2 発行にあたり

2020年1月に魚住小学校区防災計画 vol.1 を作成しましたが、作成直後より新型コロナウイルスが世界各国で流行しはじめました。このような背景からも感染症対策についても考えておくことが必要であるということから、現在作成している地区防災計画 vol.1 を再度見直し、必要箇所の改訂を行いました。

◎改訂箇所

該当ページと箇所	内容
p7 7日分の備蓄品 リスト	感染症対策も視野に入れた備蓄品リストに改訂しました。
p7 非常時持ち出し品 チェックリスト	感染症対策も視野に入れた非常時持ち出し品チェックリストに改訂しました。
新規項目	感染症対策に関する記載がなかったため、「9.避難所の開設と運営」に新しい項目を増やしました。
p17 自治会区分図	三菱鈴谷社宅連合自治会が社宅取り壊しのため、自治会を解散し、自治会数に変更となりました。
裏表紙	避難警戒レベルが今後変更となる可能性もあることを追記しました。

目次

	ページ
1. 校区防災計画の名称	-1-
2. 計画作成の趣旨、目的などの基本方針	-1-
3. 計画策定の主体となる構成員	-1-
4. 地区の概要	-2-
5. 計画が対象とする災害	-4-
6. 推奨される平常時の行動と災害発生時の行動	-6-
7. 要配慮者支援の取り組み	-11-
8. 防災マップの活用と整備	-14-
9. 避難所の開設と運営	-15-
10. 研修及び訓練	-18-
11. 計画策定後の継続的振り返りと改訂	-18-
資料 魚住小学校区自治会区分図	-19-

1. 校区防災計画の名称

「みんな de 防災」

～支え合い助け合う減災まちづくりを目指す～

2. 計画作成の趣旨、目的などの基本方針

「自分の命は、自分で守る！！～ “自分で” できることを準備する～」

「私の防災・避難計画を作りましょう！」

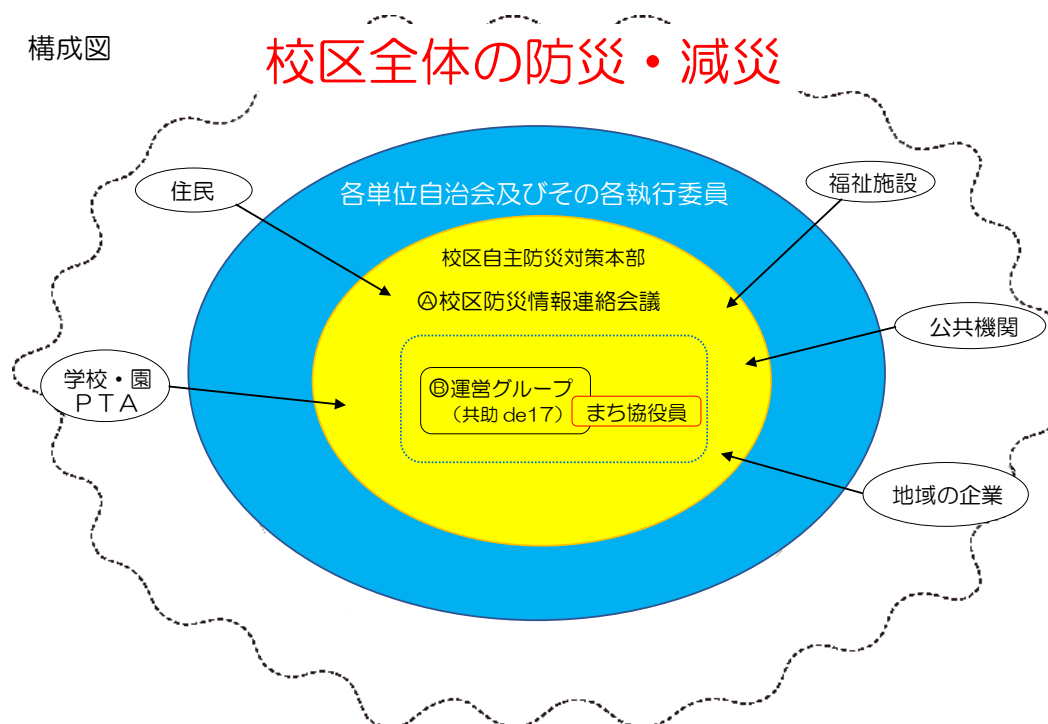
「避難時は、あなたが動いて人の命も救いましょう！」

地域住民からのアンケートをもとに作成した「まちづくり計画書」の中でも防災は大きな関心事となっています。魚住小学校区では、「自分でできること」「自分たちでできること」を平常時から考え、災害時にそれぞれが行動できることを目指します。

この防災計画は、住民の生命・財産に関わる重要な課題に、住民・自治会・校区自主防災対策本部が連携して自主的・自発的にどう取り組むのかという指針を体系的にまとめたものです。

3. 計画策定の主体となる構成員

構成図



当校区の防災・減災は、前図のようなイメージで日頃活動を進めています。

防災・減災は全員参加型であることが重要で、図のような体制によって自助や共助が推し進められると考えます。

2017年に校区自主防災対策本部が設置され、翌年には防災・減災を進めるための「共助 de17」を組織し活動しています。「共助 de17」は校区自主防災に関する全般の運営を担うチームです。

当校区には17の自治会があり、住民・自治会・校区自主防災対策本部の連携が重要であると考え、名前に17の数字を取り入れました。

この地区防災計画では、当校区在住の住民約12,000人と校区内の学校・事業所・施設などを対象とします。ただし非常時においては、地域を移動中の人や校区外住民も対象とします。

4. 地区の概要

(1) 地質的特性

校区の地質は大阪層群と、その上に堆積している段丘層が大部分を占めています。大阪層群は約200万年前から10数万年前に堆積した地層で、金ヶ崎公園の崖で観察できます。段丘層は大阪層群の上に堆積している地層で、当校区の現在の地形面の大部分を形成しています。

一方、校区で最高所の標高約80mの金ヶ崎給水塔付近は流紋岩です。白亜紀後期（約7500万年～7000万年前）の火山活動で形成され、県下南部に広く分布しますが、明石地域ではこの付近だけです。最も新しいのは河川の流域の低地を形成している沖積層で、海面がほぼ現在と同じになった約1万年前以降に堆積した完新世（沖積世）の地層です。

(2) 地理（地形）的特性

大半はテーブル状の台地で、いなみ野台地の南縁部にあたり、北は瀬戸川に区切られています。魚住東中学校付近では標高約60mを超え、海岸線と平行に階段状に低くなり国道2号線付近では標高約40m、魚住駅周辺で標高約20～25m、海岸も約10m近い崖状のところがあります。最高所から魚住小学校方面へ延びる高まりもあり、そこを境に北は瀬戸川へ、南は赤根川へ流路に沿って階段状に低くなっています。このような階段状の地形を段丘といい、海岸に沿った海岸段丘と、川に沿った河岸段丘に大別され、台地面はかつての海底や川底でした。

(3) 気象的特性

当校区のある明石市は、2018年度の年間降水量は1,613mm、年間日照時間は2323.5時間と、兵庫県内では2番目に晴れの日が多いところです。最高気温

はおよそ 33℃～35℃、最低気温は -6℃～4℃、年間平均気温は 14℃～15℃
 となっており、温暖で大きな気象災害が少なく快適に住むことができる地域です。

(4) 校区内で想定される被害について



上記の図は内水氾濫の危険性や土砂災害警戒区域を示したものです。

引用：2019年5月明石市ハザードマップ



「大道池」浸水想定区域

引用：兵庫県CGハザードマップ

5. 計画が対象とする災害

当校区においては、地理的特性から考えて津波は想定しにくく、「地震」と台風やゲリラ豪雨などからの「風水害・土砂災害」の自然災害に絞り、計画を策定します。

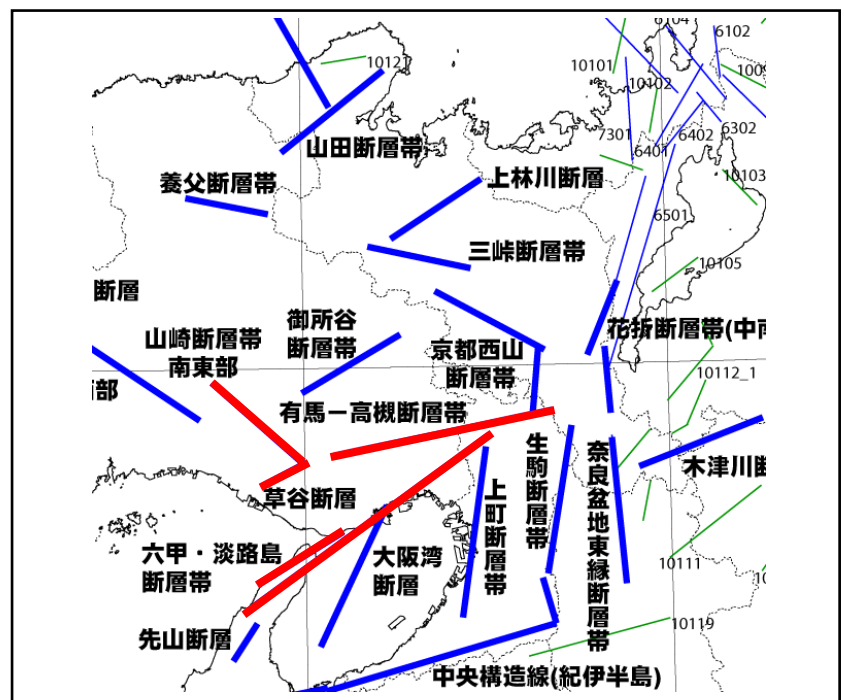
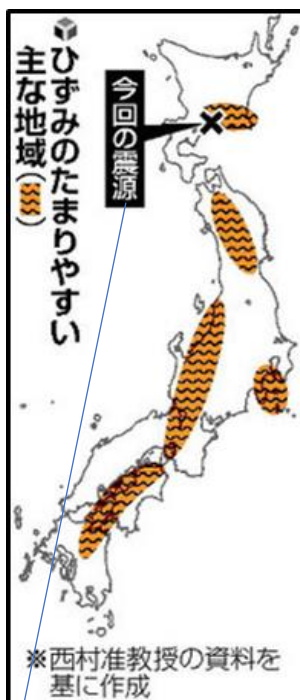
(1) 地震に関して

現段階で明石市では活断層は見つかっていませんが、周辺には多くの断層帯があります。しかし、GPSによるひずみ測定からは、ひずみがたまりやすい「新潟-神戸ひずみ集中帯」として警告が出されています。

活断層の地震は予測が困難なことから30年以内にかかる確率は極めて低いものの、明石市に一番近い断層帯である「六甲・淡路島断層帯」で地震が発生した場合には、市内においては震度7を観測するとされています。

また、一番危険視されているのが今後30年以内に70~80%の確率で発生する可能性がある「南海トラフ巨大地震」で、この地震では市内西部は震度6弱が想定されています。

専門家を含め誰もが予測することができない今、当校区でも大きな地震が起きる可能性があるものとして備えておく必要があります。



2018.9.6
北海道胆振（いぶり）地方で
最大震度7を観測した
マグニチュード（M）6.7の
地震
引用：読売新聞ニュースより

上記は明石市に比較的近い活断層を赤色で示しています。
引用：明石市地域防災計画

(2) 風水害による洪水・浸水・土砂災害に関して…内水氾濫

当校区には大きな河川が無いいため川の増水による氾濫は考えにくいですが、ため池の増水による流出及び土手の決壊による低い土地への浸水の可能性があります。

高低差のある土地形状であるため、短時間に大量の水が流れ下る際に水路や側溝などにゴミが詰まるなどすると流水が溢れ、低い宅地などでは床下浸水が起こるなどの恐れがあります。

特に校区東側の金ヶ崎地区では高低差が大きな地形となっており、傾斜がきついところ・斜面の造成地などでは土砂災害の恐れもあります。

近年、異常気象が頻発しています。豪雨や台風の大型化などによって気象庁の観測記録を更新する降水量や最大瞬間風速を記録するなど、今後さらに予測を超える事態に見舞われる可能性があります。

このような事態に備えておくためにも、日頃からの対応（情報入手・早めの準備と行動）がますます必要です。

詳しくは下図を参照してください。

防災リテラシー（理解・行動・備え）

テレビ・ラジオ・放送等の情報から

1. 何が起きているのか
2. どうなる可能性があるのか
3. どうすると、身の安全を守れるのか
4. 避難先はどこか
5. どうやって避難先へ行くのか
6. いつ行くのか
7. 何を持って行くのか
8. どこを歩いていくのか

備え

理解

行動



これらのことを活用できれば、
適切に避難できる！

※ 赤字は平常時から考えておくことです。

災害時は誤報も考えられますので、注意しましょう

引用：兵庫県社会福祉士会 災害支援委員会

(3) 火災に関して

災害の一つである火災についても、引き続き備えておく必要があります。

当校区は古くからの家屋が多い上に、道幅が狭く消防車等の侵入に支障があると考えられるところもあります。例えば、旧街道沿いでは細い脇道が数多くあります。また、校区の西側でも住宅が密集した箇所があり、道幅が狭くなっています。

このような憂慮事項への対策については、各自・各自治会を中心に日頃から対応する必要があると思われれます。

6. 推奨される平常時の行動と災害発生時の行動

校区自主防災対策を進めるには、平常時の啓発や研修・訓練等を重ねることが大切です。訓練等の体験を通して、災害発生時によりふさわしい行動に結び付ける必要があります。

(1) 平常時から備えられるツール

緊急時に対応するためには平常時からの備えが欠かせません。まちづくり協議会では、緊急時に活用できるツールとして「安否確認カード」や「緊急時持ち出し連絡ばん」などを発行しています。これらのものをあらかじめ家族と話し合って作成（必要事項を記入）しておくようにしましょう。（下記を参照してください）

安否確認カード

緊急時持ち出し連絡ばん

表面

裏面

一般用

子ども用



災害時に自宅で避難すると判断したときには、水や食料など7日分程度の備蓄が必要とされています。また、災害時避難所へ行くことが必要になった場合でも「非常時持ち出し袋」が必要となります。右ページのチェックリストを参考に、日頃からいざというときのために各自で準備しておくようにしましょう。

7日分の備蓄品リスト

【食料品】

- 飲料水
(1人・1日・3ℓ×7日分×人数)
- ご飯
(1人・1日1パック×7日分×人数)
- カップ麺(インスタント食品)
- 缶詰
- お菓子・ゼリー
- 栄養補助食品
- 調理せずに食べられる食品
(チーズや魚肉ソーセージなど)
- パックジュース

【保健・衛生】

- 救急箱
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- ティッシュペーパー
- ウェットティッシュ
- 生理用品
- 入れ歯洗浄剤
- マスク、ハンカチ
(マスクの代替)
- 消毒液・除菌シート

【必需品】

- 懐中電灯
- ラジオ
- 軍手
- 乾電池
- 給水袋
- 給水タンク
- ごみ袋
- 耐熱性ポリエチレン袋

【便利品】

- カセットコンロ・ボンベ
- ラップ
- アルミホイル
- ライター
- 新聞紙
- 使い捨てカイロ
- ガムテープ
- マッチ
- 携帯用充電器

【家族にあわせて】

- 粉ミルク
- おむつ
- 離乳食
- お尻ふき
- 高齢者用食品(とろみ食品など)
- ペット用品

【その他】

- 化粧品
- 老眼鏡
- 予備電池(もろもろ)

各自・各家庭にあわせて必要なものも準備しておきましょう！



チェックリストを使って確認を！

非常時持ち出し品チェックリスト



カバンはリュックタイプがおすすめ！

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 食料品(缶詰・インスタント食品) | <input type="checkbox"/> 家族・親戚の連絡先一覧表 |
| <input type="checkbox"/> 水(大人で1日3ℓ必要) | <input type="checkbox"/> 印鑑 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 現金・貴重品 |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ(予備電池) | <input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー |
| <input type="checkbox"/> 救急用品 | <input type="checkbox"/> 雨具(カッパ) |
| <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> スマートフォン・携帯電話(充電器) |
| <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> スリッパ(折りたたみ式でも可)、靴袋 |
| <input type="checkbox"/> 衣類、下着 | <input type="checkbox"/> 歯磨きセット |
| <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> ビニール袋 |
| <input type="checkbox"/> 常備薬、お薬手帳など | <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ・ペーパータオル |
| <input type="checkbox"/> 消毒液・除菌シート等 | <input type="checkbox"/> 体温計 |
| <input type="checkbox"/> 筆記用具 | |
| <input type="checkbox"/> () | |

※各家庭で必要なものを考えて記入

各自・各家庭にあわせて必要なものも準備しておきましょう！

(2) 個人・各家庭で推奨される平常時の行動と災害発生時の効果

平常時に推奨される行動が、災害発生時にどのようなことに効果をもたらすかを下表にまとめました。

推奨される平常時の行動	災害発生時の効果
家屋の耐震補強 家具の転倒防止	家屋が倒壊しにくい 家具が転倒しにくい
緊急時持ち出し連絡ばんを冷蔵庫に貼り コピーを携帯する(家族全員)	家族と連絡がとれない時やケガ等をした時の 身元確認のツールになる
ローリングストック法で飲料水や保存食料 他必要な物を備蓄する	7日間程度、自宅やテント等で生活ができる
非常時持ち出し袋(最低限の)を用意する	避難時にすぐに持ち出せる
災害時の家族との連絡方法を決める	災害時バラバラであっても連絡がとりあえる
災害時の避難ルートを家族と話し合う	災害時により安全に避難ができる
自治会活動や学校行事などに積極的に参加 して周りの人を知り自分たち家族のことを 知ってもらう	災害時に地域の人や家族の安否確認がスムー ズに行える

自治会や地区で地域の集合場所を決めておく	災害時に集合することで安否確認がスムーズに行える
自治会、地区で避難訓練を定期的に行う	災害時に落ち着いた行動ができる
自治会との連絡方法を確認する	家族の安否はもとより近所の住民の安否確認をできるだけ早く正確に自治会に伝える
SNSを有効に利用する	情報収集に活用できる

(3) 発災した時に推奨される行動

自身と家族の命を守る行動をとる

災害時、あなたの身を守るものです。常に手の届くところに置きましょう
 ・懐中電灯 ・笛またはブザー ・厚手の靴下・スリッパ

最初の激しい揺れは約1分程度	① まず身を守る ② すばやく火の始末 ③ 非常脱出口の確保
揺れがおさまったら家族の安全確認	① 火元の確認 ② 家族の安全確認 ③ 靴やスリッパを履く
余震に注意しつつ隣近所の安全確認	① 隣近所への声かけ ② 火災時には初期消火
デマに惑わされず正確な情報収集	① 正しい情報を聞く ② 電話は緊急連絡を優先 ③ 危険があればすぐ避難
自治会から校区自主防災対策本部に連絡する	① 地域の集合場所へ向かう ② 自治会に報告する（家族の安否確認・自宅の被災状況・避難する場所・備蓄品等の現状など） ③ 自治会から校区自主防災対策本部に報告する（地域の被災状況・市指定避難所に行く人数・自宅にとどまる人数・公的サポートが必要な方の人数など）

(4) 校区自主防災対策本部の平常時の活動と災害発生時の対応

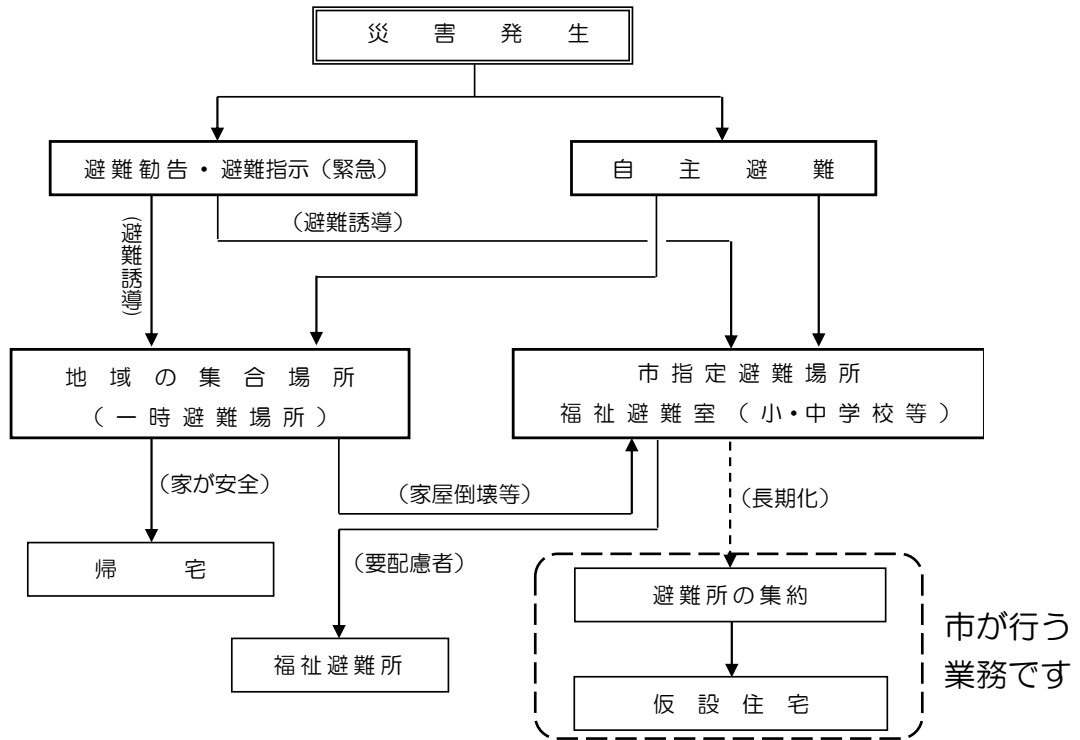
平常時は、特に自助・共助の啓発活動や研修・訓練を重ねながら住民の意識向上を進めつつ、後で述べるマニュアルなどの更新を図ります。そして災害時の各対策班や人員を年度ごとに整備していきます。

災害発生時は、速やかに必要な対策班を立ち上げ、市など関係機関との情報共有に努めながら、避難所開設運営を速やかに進めていきます。

(5) 避難のシステムについて

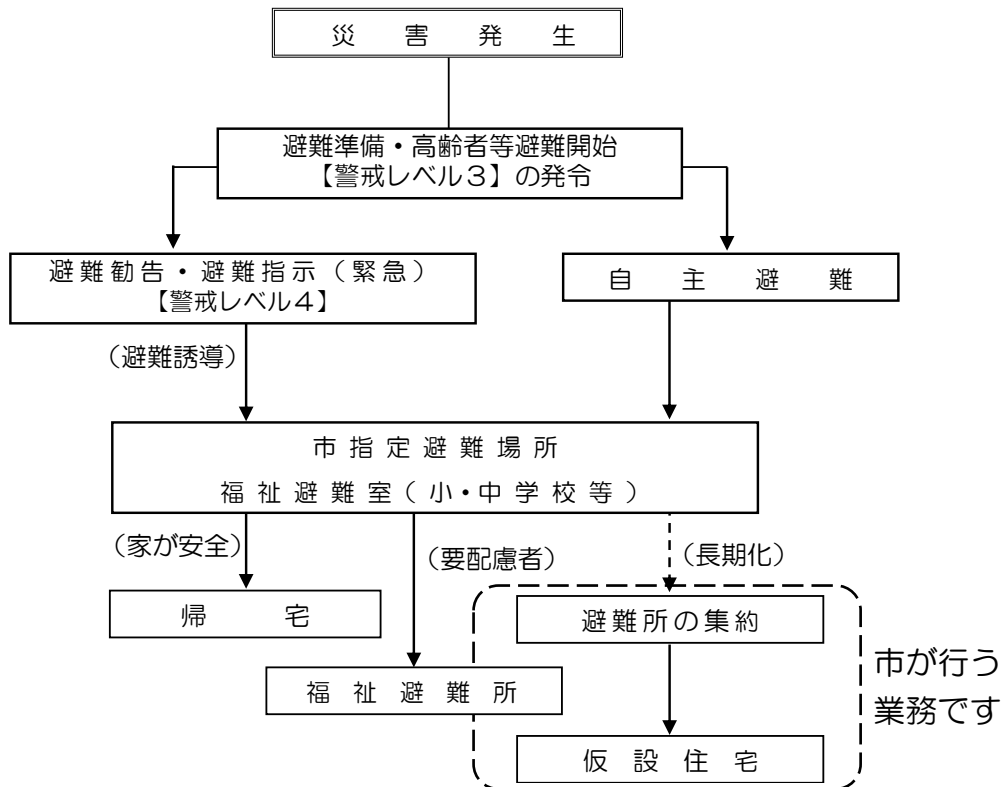
災害が発生した場合の避難システムについて地震発生時と風水害時に分けての動きと流れを示します。自身・周囲で判断するように心がけましょう。

⑦地震発生時について



※日頃から標高等を考慮した安全な避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

※津波に対しては、高台などへ一時避難し、安全が確認がされた後、状況に応じて避難場所等へ移動するようにしましょう。引用：明石市地域防災計画



※普段からハザードマップなどを活用し浸水想定区域を確認し、安全な避難経路や避難場所を確認しておきましょう。引用：明石市地域防災計画

7. 要配慮者支援の取り組み

大きな災害が発生した場合、行政による公助だけでは安全確保に限界があります。市とまちづくり協議会、地域の各種団体が連携し、要配慮者本人や家族による自助、自治会と校区自主防災対策本部による共助の取り組みを進める必要があります。詳しくは「地域における要配慮者対策ガイドライン(明石市)」を参照してください。

(1) 平常時の対策

㊦市が毎年発行している「避難行動要支援者名簿」を活用しましょう

校区自主防災対策本部は校区全体を把握し、各自治会は民生・児童委員とも連携し地図に具体的な要支援者を落とし込み現状を把握しましょう。

その後、顔の見える関係づくり・見守り体制づくり・そして災害時に一緒に避難できる仕組みを考えましょう。

あわせて、「魚住小学校区避難行動要支援者の状況図」(避難行動要支援者数＋75歳以上の高齢者数)を参照にしてください。

ただし、この名簿に記載されているすべての方が避難時に支援が必要とは限りませんので、確認は必要です。

㊧自助の意識を持ち、自治会と連携しながら準備をしましょう

要配慮者は各自家族で話し合い、情報入手の方法や各種関係機関との連絡の取り方を決めましょう。また、日常生活の中で周囲と関わりを持ち、自分のことを隣近所に知らせることや、声を発せられるようにしておきましょう。

災害時に慌てることなく対応するためにも、本人、家族、ケアマネジャー、民生・児童委員、自治会などと連携をとりどのような支援が必要となるのかを日頃から話し合い個別支援計画(ケアプラン)を作成しましょう。また、日頃から自治会や校区が行う防災訓練にも参加し、経験を積んでおきましょう。

自治会は班や情報連絡体制の見直し検討、支援体制の整備、地域の集合場所(一時避難場所)づくりや避難ルートの確認を積極的に進めましょう。

(2) 災害発生時の対応

㊦各自・家族・自治会で決めたルールで慌てず対応しましょう

要配慮者自身・家族は正しい情報を入手し、平常時から作成している個別支援計画(ケアプラン)・防災訓練等で確認した地域(自治会)のルールに従い、周囲と協力して早めに避難しましょう。また、災害時を想定した上で作成している災害時ケアプランを避難時は有効に活用しましょう。

自治会は「避難行動要支援者名簿」を活用して安否確認を行い、校区自主防災対策本部は自治会と連携して安否情報の集約をします。

①要配慮者には避難所等で合理的配慮をしましょう

合理的配慮とは要配慮者すべての人に同じ配慮をするのではなく、一人ひとりにあった配慮のことを意味します。あらかじめ、どのような配慮が必要となるのかを聞きとって配慮できるように努めましょう。

次の表は支援が必要な方とその特性をまとめた表です。災害時に参考にしながら対応できるようにしましょう。

(ただしすべての方に該当するとは限りませんので、注意してください。)

支援が必要な方の特性と対応		
高齢者	ひとり暮らし 高齢者	○同居者がいないため、災害の情報が伝わるのが遅れる場合があります。早めに情報伝達し、避難準備を促す支援が必要となります。
	ねたきり 高齢者	○自分の状況を伝えるのが難しく、被害を受けているかどうか、支援が必要かどうかを周囲の人が確認することが必要です。 ○自力で行動することができないため、避難時は車いす等の補助器具が必要となります。
認知症のある方		○自分の状況を伝えるのが難しく、被害を受けているかどうか、支援が必要かどうかを周囲の人から確認することが必要です。 ○自分で判断したり、行動したりすることが困難であるため、避難等の援助が必要です。
身体 障害 者	視覚障害者	○見えない方と見えにくい方があり、緊迫した音声によって情報を伝え、状況説明を正確に行うことが必要です。 ○慣れた場所でも避難するのが難しい場合があるため、避難等の援助が必要です。
	聴覚障害者	○避難・誘導の指示を耳から理解するのが難しいため、文字・絵図・手話等を活用した情報伝達及び状況説明が必要です。
	音声言語機能 障害者	○自分の状況等を伝える際に、声による会話が難しいため、筆談・手話等によりニーズを聞きとることが重要です。
	肢体不自由者	○自力歩行や素早い避難が難しい場合が多いため、車いす等が必要です。
	内部障害者 難病患者など	○外見からは障害があることがわからず（肝機能障害、免疫機能障害等）、自力で歩行できる方も多いが、定期的な治療や、特定の医療機材、医薬品が必要となるため、医療機関による支援が必要です。 ○障害の状況によっては自力歩行や素早い避難行動が困難で、場合によっては車いす等の補助器具が必要です。 ○人工呼吸器装着者などは電源の確保や医療機関の支援が必要です。 ○人工透析者は3～4日以内の透析が必要なため、医療機関の支援が必要です。

知的障害者	<p>○緊急事態等の認識が不十分で、一度に複数の指示をされると混乱したり、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所への誘導が必要です。</p> <p>○コミュニケーションボードを活用し、絵図・文字などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝えることも必要です。</p>
精神障害者	<p>○災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要です。</p> <p>○幻聴や幻覚（統合失調症等）により、危険を知らせる情報や避難指示等を聞き入れないことがあるため、丁寧な誘導が必要です。</p> <p>○服薬を継続することが必要であるため、薬の種類を自分自身で把握しておくとともに、医療機関による支援が必要です。</p>
乳幼児・児童	<p>○緊急事態の理解が十分ではなく、自力での避難や、避難そのものがない場合があるため、適切な誘導や支援が必要です。</p>
妊産婦	<p>○避難後の母体の保護及び緊急時の産科医療機関との連携が必要です。</p> <p>○素早い避難が難しいので支援が必要です。</p>
外国人 (日本語が 不慣れな人)	<p>○日本語の情報が十分理解できないため多言語や絵図による情報提供が必要です。</p> <p>○文化慣習の違いから誤解や摩擦が生じる場合があるため十分な配慮が必要です。</p>

参考：兵庫県災害時要援護者支援指針（平成 29 年 9 月改定）

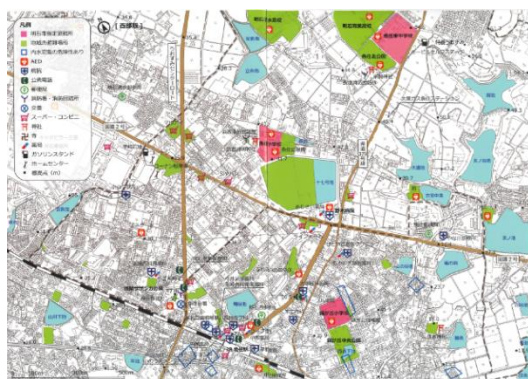
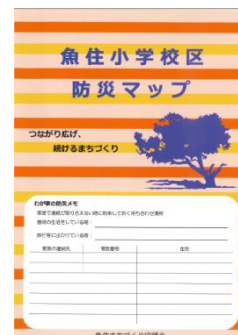
8. 防災マップについて

(1) 既存の校区防災マップ

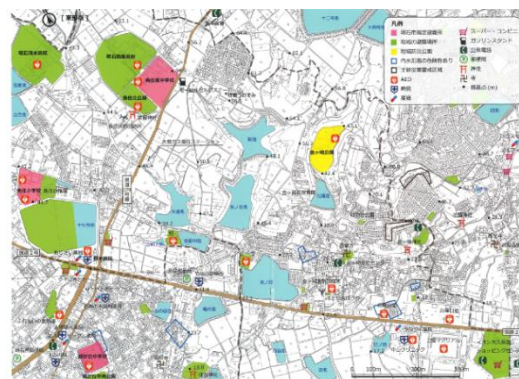
2015年から、魚住まちづくり協議会の安全部会と国立明石工業高等専門学校とで防災マップを作り始め、2016年1月の魚住小学校防災まつりでお披露目を行い、同年4月に全世帯配布しました。

同年6月には避難訓練のまち歩きを実施して防災マップの検証を行い、アンケート調査を実施しました。この防災マップは西部版と東部版とで構成されていますが、まだ詳細が網羅できていない部分があります。

校区自主防災対策本部を立ち上げた2017年には11月に明石市総合防災訓練を実施しましたが、防災マップの活用や見直しが十分ではないのが現状です。



西部版



東部版

(2) 防災マップを活用して

当校区発行の防災マップを使って、まち歩きをしてみましょう。災害時を想定して、自宅から市指定避難所までマップを使って避難してみましょう。その際、いろいろな場面を想像しながら歩いてみましょう。

自治会等で、地域の集合場所（一時避難場所）を決めたり、市指定避難所までの最も安全なルートを確認しておきましょう。

(3) 防災マップの見直し

今後、インフラ整備や環境の大きな変化等があった場合には、改めて危険個所のチェックから行って校区防災マップに反映させていくなど、常に見直しを継続していく必要があります。

9. 避難所開設と運営

市内で大規模災害が発生した場合（開設条件は下記を参照）は、市職員や学校・コミセン関係者が参集し、小学校・中学校に避難所を開設します。避難生活が長期化すると、避難所は支援物資や行政等の情報が届く「地域の拠点」となります。当校区としても市職員などの関係者と連携し、避難者を中心とした避難所の自主運営に取り組むことが必要です。

(1) 魚住小学校区の市指定避難所

災害時、校区で開設される市指定避難所は魚住小学校と魚住東中学校です。

市職員や避難所鍵開け要員となる学校・コミセン関係者により、夜間・休日でも開設されることとなっています。

校区の市指定避難所	魚住小学校	魚住東中学校
緊急時の避難場所	運動場	
避難所になるところ	体育館	
福祉避難室になるところ	コミセン1階会議室	体育館（コミセン） 1階和室

(2) 避難所の開設基準

避難所は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときや、台風・豪雨等の風水害により市が避難情報を発令するときなどに市職員により開設されます。

また、風水害が予測されるときには、自主避難のために開設されることがあります。（開設に関する情報は防災ネットあかしや市のホームページに掲載されます。また、防災ネットあかし登録のQRコードは裏表紙に掲載しています。）

開設条件	開設場所	
	魚住小学校	魚住東中学校
市内で震度5弱以上の地震が発生	体育館	体育館（2階）
市の避難情報とともに開設（風水害）	体育館 または コミセン会議室1階	体育館（2階） または コミセン1階和室

(3) 地域による避難所の自主運営

校区自主防災対策本部として、校区の市指定避難所の開設及び運営に協力します。

㊦ 平常時の取り組み

市指定避難所の開設を視野に入れ、地域住民による避難所運営を前提とした防災訓練の内容を考えます。この訓練を通して、市及び各学校の避難所開設・運営に関するマニュアルとの整合性を図り、本防災計画に基づく校区の避難所に関するマニュアルを作成していきます。

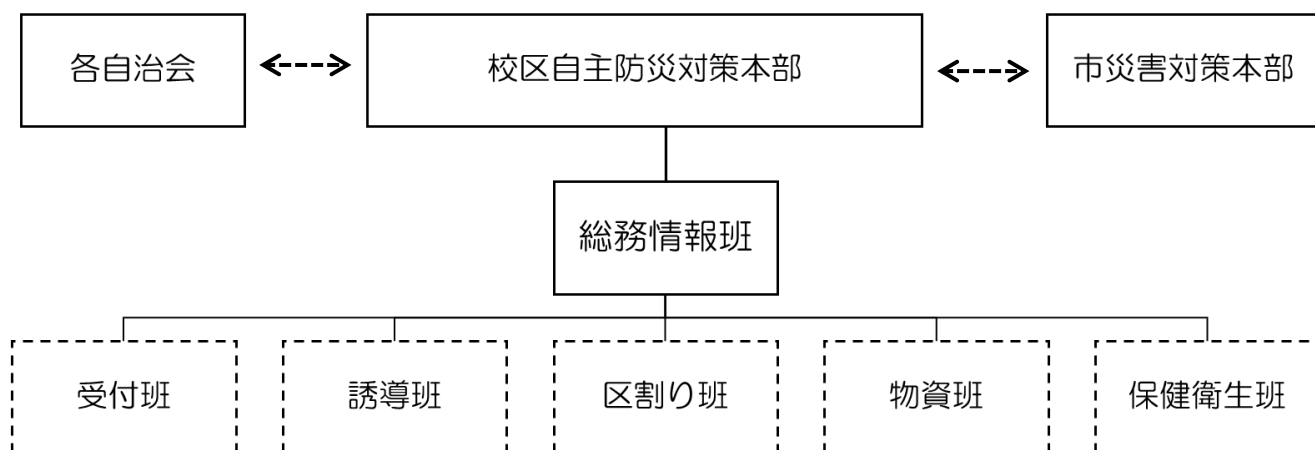
災害発生時に市指定避難所で地域住民全員を受け入れることは到底難しく、各自治会にある身近な自治会館等を開放できるような体制を整えるなど、話し合いや整備を進めていきます。

また、災害時には各自治会と校区自主防災対策本部との正確な情報共有が重要で、信頼できるネットワークの構築が必要です。そのため、平常時に行う防災訓練においても、校区自主防災対策本部と自治会・各学校・市など関係各所との情報連携や連絡体制の確認にも重点を置いています。近年ではSNSの普及もあり、これらの活用も含めてどのようなネットワークを構築すべきか精査します。

㊧ 災害時の校区自主防災対策本部の設置

総務情報班が中心となり校区自主防災対策本部を立ち上げ、各家庭・自治会↔校区自主防災対策本部↔市災害対策本部間で情報共有を図ります。あわせて、避難所開設・運営で必要となる、受付・誘導・区割り・物資配給などの役割ごとに人員配置をするとともに、避難所を開設する市職員と連携して運営を行うほか、要配慮者への支援等も行います。各自治会が市災害本部と情報共有はできませんので、ご注意ください。

災害時、校区自主防災対策本部としては以下の形で班を組織し、活動にあたります。図の中の総務情報班は平常時から常設し、それ以外の班（点線部分）は災害の規模や被害内容に合わせて班づくりや人員の配置などを考慮し活動します。



㊦ 避難所運営協議会の立ち上げ

避難所生活の長期化が予想される場合、避難所利用の避難者がある程度定まってくる時期（発災直後から概ね2週間から1か月後を想定）に、避難所の運営協議会を立ち上げます。

避難所運営協議会は、校区自主防災対策本部・避難者・市職員・施設管理者・NPO等の関係者で構成し、互いに協力し合って円滑な運営に取り組みます。

(4) 感染症対策を考慮した避難所運営

感染症などにも配慮した避難所運営が行えるようにします。

㊧ 平常時の取り組み

現在、避難所の在り方も大きく変容しつつあります。そのようなことも踏まえると、「災害発生＝避難所へ駆けつける」と捉えるのではなく、自宅での避難や簡易テント・車中泊避難等を視野にいれていくことも大切です。しかし、災害発生時に身の危険を感じたときや家屋の倒壊などがある際は迷わずに避難所へ避難するようにも呼びかけていくことも重要と考えています。

また、避難所における感染症拡大防止のために収容人数に関する検討を行うとともにマスク・アルコール消毒液などの備蓄品の準備も進めていきますが、備蓄数にも限りがあるため、避難してくる際は自宅から備蓄品を持参もらえるよう普及・啓発に努めます。

㊨ 災害発生時における取り組み

災害発生時には前項のように校区自主防災対策本部を立ち上げて活動します。避難所を開設する際には、感染症対策を行う必要があると考えます。そのため、入館前の受付時に検温、手指消毒、マスクの着用を徹底し、感染症などの疑いのある方は部屋をわける、行動動線を別にするなどの対応を図ります。

また、避難所内の環境にも配慮した運営を展開します。そのために、避難所内は常時換気を行いアルコール消毒液の設置をするなどのほか、避難者が3つの密（密閉・密集・密接）の環境にならないようにポスターなどで告知も行い、運営者だけでなく、避難者とともに感染症拡大防止に努めます。

その他にも、健康チェックシートを適宜活用する他、心身の健康状態にも配慮した運営を行います。

10. 研修及び訓練

「共助 de17」で年度末に次年度の活動計画案を立案・企画し、実施していきます。

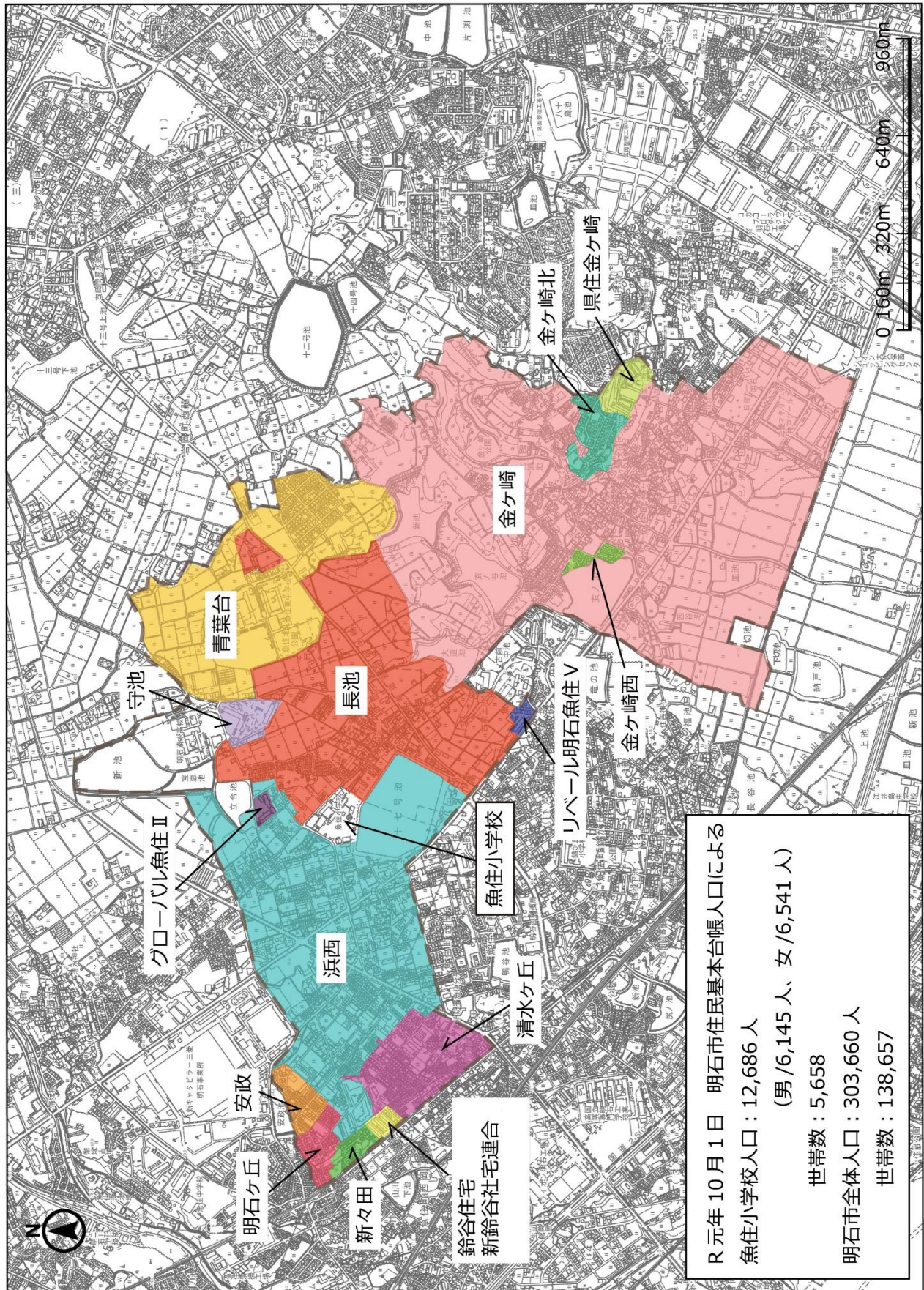
- (1) 「共助 de17」は現状の課題をテーマに研修や訓練を行い、地域住民の防災・減災意識の向上を図り、その結果を広く検証して新たな課題を探ります。
- (2) 研修及び訓練の実施にあたっては、事前に広く住民・自治会・行政などから多くの人々が関われるようにします。
- (3) (1) (2) が繰り返されることで、地域住民が災害の被害を最小限に抑える努力のきっかけとなるようにします。

11. 計画策定後の継続的振り返りと改訂

魚住小学校区の防災・減災は、以下を改訂の基準とし、有識者の意見を参考にしつつ、「共助 de17」が中心となって地域住民・各単位自治会と共に検討します。

- (1) 日本各地で甚大な被害をもたらす災害が発生したとき
- (2) 地震や天候などに関する新たな現象や見解が出たとき
- (3) 当校区で実施した研修及び防災訓練の検証結果に基づいて
- (4) その他

魚住小学校区自治会区分図



R元年10月1日 明石市住民基本台帳人口による
 魚住小学校区人口：12,686人
 (男/6,145人、女/6,541人)
 世帯数：5,658
 明石市全体人口：303,660人
 世帯数：138,657

注) この地図は校区の自治会区分を表したもので正確な範囲を示すものではありません。

災害時の主な情報入手方法

テレビ・ラジオ

NHK・サンテレビ、明石ケーブルテレビなどのデータ放送、ラジオ各局の放送から、災害情報を確認できます。



避難所開設情報や市からの避難情報の有無も確認できます。

スマートフォンアプリ・SNSなど

〇ヤフー防災速報アプリ

緊急地震速報などをプッシュ通知で周知し、地図で避難所検索もできます。



こちらから

〇明石市 SNS

Twitter

http://twitter.com/akashi_kouhou

Facebook

<http://www.facebook.com/cityakashi>

緊急速報メール

避難勧告の発令など、緊急度の高い情報が市内の携帯電話に一齐に配信されます。

(対象) NTT ドコモ・au・ソフトバンク・Y! mobile



防災ネットあかし

あらかじめ登録した携帯電話などに、緊急情報から市からのお知らせなどが配信されます。



QRコードはこちらから

～災害時の安否確認～

171 NTT 災害用伝言ダイヤルセンター

伝言の録音方法

171 に電話する

説明が流れる

録音の場合 ①

(市外局番)×××-××××

伝言の再生方法

171 に電話する

説明が流れる

再生の場合 ②

(市外局番)×××-××××

災害用伝言板 (web171)

NTTによるウェブページでの伝言板サービス「<https://www.web171.jp/>」にアクセス



QRコードはこちらから

連絡を取りたい方の固定電話、携帯電話の番号を入力

伝言の入力・確認

2021年5月20日より

避難情報の発令が変更されました

避難勧告は廃止となりました

風水害や土砂災害の危険性が高まった際に、市が発令する避難情報は「警戒レベル」を用いた表現で発令されます。

※ただし、警戒レベルは1～5の順番で

発令されるとは限りません

事前に確認を!



警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示 (緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

《協力機関》

明石清水高等学校
うおずみ総合支援センター
明石市総合安全対策室

明石工業高等専門学校
(一財)明石コミュニティ創造協会
明石市コミュニティ・生涯学習課

